

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公開番号】特開2017-123250(P2017-123250A)

【公開日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-026

【出願番号】特願2016-1178(P2016-1178)

【国際特許分類】

F 2 1 S	2/00	(2016.01)
G 0 2 F	1/13357	(2006.01)
H 0 1 L	33/50	(2010.01)
H 0 1 L	33/60	(2010.01)
G 0 2 B	5/20	(2006.01)
F 2 1 V	9/00	(2018.01)
F 2 1 Y	115/10	(2016.01)

【F I】

F 2 1 S	2/00	4 8 1
G 0 2 F	1/13357	
H 0 1 L	33/00	4 1 0
H 0 1 L	33/00	4 3 2
G 0 2 B	5/20	
F 2 1 V	9/16	1 0 0
F 2 1 Y	101:02	

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の光を発する光源と、

前記第1の光が入射したことに応じて第2の光を発するシート状の変換部材と、

前記変換部材の外周領域を支持する支持部材と、

前記変換部材の前記外周領域において前記第1の光の反射を抑制する抑制部材と、

を備えることを特徴とする光源装置。

【請求項2】

前記抑制部材は、前記変換部材の前記外周領域と前記支持部材との間に設けられ、前記第1の光を吸光する吸光部材であることを特徴とする請求項1に記載の光源装置。

【請求項3】

前記支持部材は、前記光源を収容する箱型の筐体であり、

前記支持部材内に設けられ、光を反射する反射部材をさらに備え、

前記抑制部材は、前記変換部材の前記外周領域と前記支持部材との間に設けられ、前記第1の光に対する反射率が前記反射部材よりも低い部材であることを特徴とする請求項1に記載の光源装置。

【請求項4】

前記変換部材は、端部に凸片を有し、

前記支持部材は、前記凸片を支え、
前記抑制部材は、前記支持部材と前記凸片との間に設けられる
ことを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の光源装置。

【請求項5】

前記変換部材と前記抑制部材を前記支持部材に対して固定する固定部材
を備える請求項4に記載の光源装置。

【請求項6】

前記抑制部材は、前記変換部材の第1の端部に設けられる第1の抑制部材と、前記変換部材の第2の端部に設けられる第2の抑制部材と、を有し、

前記第1の端部と前記光源との距離が前記第2の端部と前記光源との距離より大きい場合に、前記変換部材と平行な方向であって前記光源から遠ざかる方向における前記第2の抑制部材の幅が、前記方向における前記第1の抑制部材の幅よりも短い
ことを特徴とする請求項1から請求項5の何れか1項に記載の光源装置。

【請求項7】

前記抑制部材は、少なくとも前記第1の光を吸収する部材である
ことを特徴とする請求項1から請求項6の何れか1項に記載の光源装置。

【請求項8】

前記変換部材は、蛍光体を有する
ことを特徴とする請求項1から請求項7の何れか1項に記載の光源装置。

【請求項9】

前記変換部材は、量子ドットを有する
ことを特徴とする請求項1から請求項8の何れか1項に記載の光源装置。

【請求項10】

前記第1の光は、スペクトルのピークの波長が前記第2の光よりも短い光である
ことを特徴とする請求項1から請求項9の何れか1項に記載の光源装置。

【請求項11】

前記変換部材は、青色光を緑色光及び赤色光に変換し、前記青色光、前記緑色光及び前記赤色光を発する

ことを特徴とする請求項1から請求項10の何れか1項に記載の光源装置。

【請求項12】

前記変換部材は、紫外光を青色光、緑色光及び赤色光に変換し、前記青色光、前記緑色光及び前記赤色光を発する

ことを特徴とする請求項1から請求項10の何れか1項に記載の光源装置。

【請求項13】

前記青色光のスペクトルは、440nm以上480nm以下の波長範囲にピークを有し、

前記赤色光のスペクトルは、580nm以上700nm以下の波長範囲にピークを有し、

前記緑色光のスペクトルは、500nm以上550nm以下の波長範囲にピークを有する

ことを特徴とする請求項11または請求項12に記載の光源装置。

【請求項14】

請求項1から請求項13のいずれか1項に記載の光源装置と、
前記光源装置から出力された光を透過して画像を表示する表示パネルと、
を備える表示装置。

【請求項15】

前記変換部材の外周領域は、前記表示パネルの表示領域よりも外側に設けられることを
特徴とする請求項14に記載の表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 0

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

本発明の光源装置は、第1の光を発する光源と、前記第1の光が入射したことに応じて第2の光を発するシート状の変換部材と、前記変換部材の外周領域を支持する支持部材と、前記変換部材の前記外周領域において前記第1の光の反射を抑制する抑制部材と、を備えることを特徴とする。